

空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ 農地法第3条の下限面積を引き下げました。

鷹栖町農業委員会は、平成29年度において、空き家に隣接した農地を空き家とともに取得する場合であって、各種条件（※1）を満たす場合、農地法第3条による下限面積（別段の面積）要件を1アール（100㎡）まで引き下げます。

● 売買が難しい空き家に隣接した農地について、下限面積を引き下げることによって、耕作放棄地の解消と発生未然防止に役立て、町外からの新規居住希望者（新規就農者も含む。）などの定住促進を図ることを目的としています。

売りたい方

※1 主な条件

- * 適用を受ける農地に隣接した空き家が「鷹栖町空き家バンク」に登録されていること。
- * 適用を受ける農地が今後、耕作されない可能性がある農地であること。

注 上記の条件のほか、農地の状況に応じて条件が異なる場合がありますので、詳しくは農業委員会にお問合せください。

【手続きの流れ】

- 1 「空き家に隣接した農地の指定申請書」を農業委員会に提出（農地所有者）
- 2 農業委員会定例会において、適用する農地か否かの判断し、告示
- 3 農地所有者へ判断結果の通知
- 4 「農地法第3条許可申請書」（※2）を農業委員会に提出（農地所有者及び農地希望者）
- 5 農業委員会において、審議結果後、許可書を発行する。（農地希望者転入確認後）

買いたい方

農地希望者の主な条件

- * 町外からの個人移住者（町内に移住してから1年以内）
- * 空き家と当該空き家に隣接する農地を同時購入する者
- * 自治会組織に加入し、地域コミュニティ活動に参加できる者

※2 農地法第3条による許可を受けるためには、農地の権利取得をする方が、次のすべてを満たす必要があります。

- * 所有している農地のすべてを効率的に耕作すること。
- * 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。
- * 耕作する農地の合計面積が別段の面積以上であること。
（この要件が1アールまで引き下げられます。）
- * 申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと。

【ご相談先】

- 空き家に隣接した農地に関すること 鷹栖町農業委員会 （0166-87-2111 内線 202, 203）
- 鷹栖町空き家バンクに関すること 鷹栖町役場 総務企画課 （0166-87-2111 内線 120）